

| 政策体系 | 政策No. | 6 | 政策名 | しんらい(信頼される行政経営によるまちづくり) | 施策幹事課 | 財政課 | | | |
|--|---------------------------------|---------------------------------------|--|-------------------------|---------|--------|----------|--------|-------------|
| | 施策No. | 2 | 施策名 | 持続可能な財政運営の推進 | 施策幹事課長名 | 石神 幸裕 | | | |
| 施策関係課名 | | 財産管理課、税務課、収納課、工事契約検査課、建設政策課、建築住宅課、会計課 | | | | | | | |
| 1 基本計画期間(2018年度～2022年度)における施策の方針 | | | | | | | | | |
| <p>市税等の安定確保に努めるほか、未利用財産の売却処分等による新たな財源の確保に取り組みます。</p> <p>また、歳入に見合った予算編成を行うため、経費全般にわたる見直しや公共施設保有量の見直し・適正化による経費削減に取り組みます。</p> <p>さらに、引き続き市債残高の縮減や適正規模の基金残高を確保することで財政基盤の強化を図り、将来にわたり持続可能な財政運営を確立します。</p> | | | | | | | | | |
| 2 施策の成果把握 | | | | | | | | | |
| ① 成果指標（意図の達成度を表す指標） | | ◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満) | | | | | 目標達成の方向性 | | |
| | | 単位 | 区分 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | | 2021年度 | 2022年度 |
| A | 一般財源の歳入額と歳出額の差(当初予算の財政調整基金繰入額) | 億円 | 成り行き値 | 26.63 | 26.63 | 26.63 | 26.63 | 26.63 | 更なる減少を目指します |
| | | | 目標値 | | 19.46 | 21.27 | 21.02 | 17.92 | |
| | | | 実績値 | 26.63 | 25.33 | 29.83 | 23.95 | | |
| | | | 達成率 | | 70% | 60% | 86% | | |
| | | | 結果 | | △ | △ | △ | | |
| B | 市債残高 | 億円 | 成り行き値 | 574.81 | 574.81 | 574.81 | 574.81 | 574.81 | 更なる減少を目指します |
| | | | 目標値 | | 553.10 | 540.24 | 516.63 | 511.48 | |
| | | | 実績値 | 574.81 | 566.77 | 551.94 | 527.56 | | |
| | | | 達成率 | | 98% | 98% | 98% | | |
| | | | 結果 | | △ | △ | △ | | |
| C | 基金残高(財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の残高合計) | 億円 | 成り行き値 | 135.95 | 119.86 | 97.51 | 75.28 | 53.58 | 減少の抑制を目指します |
| | | | 目標値 | | 122.26 | 102.71 | 83.68 | 66.41 | |
| | | | 実績値 | 135.95 | 152.18 | 143.75 | 77.89 | | |
| | | | 達成率 | | 124% | 140% | 93% | | |
| | | | 結果 | | ◎ | ◎ | △ | | |
| D | | | 成り行き値 | | | | | | |
| | | | 目標値 | | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | | |
| | | | 達成率 | | | | | | |
| | | | 結果 | | | | | | |
| E | | | 成り行き値 | | | | | | |
| | | | 目標値 | | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | | |
| | | | 達成率 | | | | | | |
| | | | 結果 | | | | | | |
| ② 成果指標の測定方法（実際にどのように実績を把握するか） | | | ③ 2022年度の目標値設定の考え方 | | | | | | |
| A 一般財源の歳入額と歳出額の差（当初予算の財政調整基金繰入額） ※当初予算の財政調整基金繰入額 | | | A 収支不足額の改善を図り、毎年度の当初予算編成における財政調整基金繰入額の抑制を図る。 | | | | | | |
| B 市債残高 ※当初予算時点における当該年度末市債残高の見込額 | | | B 新規の借入額を償還元金以内に抑制することを原則として、市債残高の縮減を図る。 | | | | | | |
| C 基金残高（財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の残高合計） ※当初予算時点における当該年度末3基金残高の見込額 ※各成果指標は、霧島市経営健全化計画（第3次）で掲げた3つの重点事項に基づき設定している。同計画は、2019（令和元）～2021（令和3）年度の3か年計画であるため、2022（令和4）年度の数値は、同計画の財政計画に参考として掲載したものである。なお、同計画では各指標の見込額としており、目標額ではない。 ※2018（平成30）年度は、霧島市経営健全化計画の第2次計画と第3次計画の間の空白年度にあたるため、2018（平成30）年度の目標値は設定していない。 | | | C 3基金残高は、収支不足額への対応や大規模な普通建設事業費等への活用により、今後は大きく減少する見込であるが、事業の選択と集中による経費削減や歳入の確保に取り組むことで基金の涵養を図る。 | | | | | | |
| | | | D | | | | | | |
| | | | E | | | | | | |
| | | | F | | | | | | |

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

本市はこれまで、市債残高の縮減や基金の積立等により財政基盤の強化を図るとともに、コンビニエンスストアでの納付をはじめとした納税者の利便性向上や納税相談等を通じた滞納の防止などの収納対策に取り組み、健全な財政運営に努めてきました。

しかしながら今後は、普通交付税における合併特例措置の終了や少子高齢化に伴う労働人口の変化による市税収入の減少など、市政運営に活用できる財源の縮小が見込まれる中で、社会保障関係経費の増大は避けられない状況にあり、予算編成は一層厳しさを増すと予想されます。

このような状況を踏まえ、本市が将来にわたり持続可能な財政運営を推進していくには、政策効果の乏しい事務事業の見直しを行い、真に必要で成果向上余地の高い事業を重点化する仕組みを強化するとともに、市税等の安定確保に向けて一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、本市の公共施設の多くは、合併以前に旧市町において整備されたもので、今後、一斉に更新時期を迎え莫大な財政支出が見込まれることから、市民の理解を得ながら、施設保有量の見直し・適正化を進めるとともに、未利用財産については、売却による処分や貸付による有効活用を推進していく必要があります。

4 施策の現状

①2021年度施策の取組方針

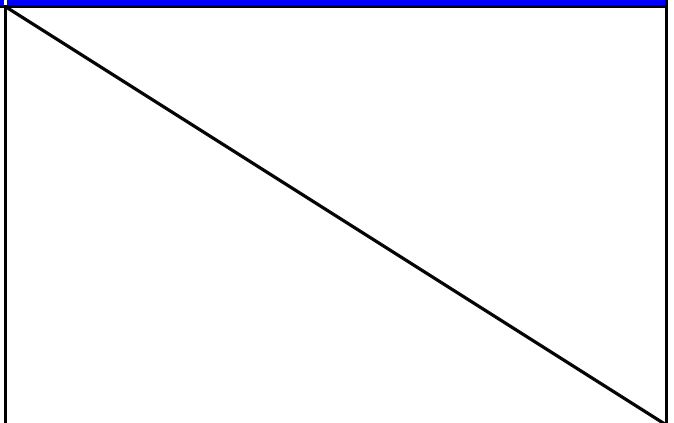
- 霧島市経営健全化計画（第4次）の策定を行う。
- 固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努める。
- 市税等について、納付資力がある一方で自主納付されない場合は、差押等の法的措置を徹底する。
- 納期内納付向上策として、更なる納めやすい納税環境整備を検討する。
- 住宅使用料について、納付意欲がなく、誠意が見られない滞納者に対しては、住宅の明渡訴訟を行い、資力が有る滞納者に対しては、差押も実施し、市営住宅を退去している滞納者に対しては、追跡調査等を実施して滞納額の減少に努める。
- 霧島市公共施設管理計画の第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化等に取り組む。
- 未利用財産の利活用を推進する。

②2021年度取組方針の達成状況

- 持続可能で健全な財政基盤を確立することを基本方針とする「霧島市経営健全化計画（第4次）」の策定を行った。
- 固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努めた。
- 徹底した財産調査を実施し、納付資力がある一方で自主納付がないケースについては、1,718件の差押をはじめ滞納処分を執行した。
- ラジオ放送や広報、窓口での案内チラシの設置等を通じた口座振替案内、コンビニエンスストア・スマートフォンを通じた納付を実施し、納税し易い環境づくりに取り組んだ。
- 住宅明渡し請求訴訟（2件）を行った。
- 後期重点プロジェクトの取組継続
 - ・福山公民館等機能集約・複合化、霧島公民館再配置
 - ・施設の除却、民間譲渡
- 庁舎等の利活用
 - ・旧牧園総合庁舎及び旧牧園保健センターの民間貸付
 - ・重久保育園の土地・建物の民間無償貸付（3年間）

5 2022年度施策の取組方針

- 「霧島市経営健全化計画（第4次）」に基づく歳出削減及び予算規模の適正化を図る。
- 固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努める。
- 市税等について、納付資力がある一方で自主納付されない場合は、差押等の法的措置を徹底する。
- 納期内納付向上策として、納税しやすい環境の更なる整備に取り組む。
- 市営住宅を退去している未納者については、追跡調査を行うなどして未納額の減少に努める。
- 霧島市公共施設管理計画の第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化等に取り組む。



| | | | | | | |
|------|---------|---|-------|---------------------|--------------|-----|
| 政策体系 | 政策No. | 6 | 基本事業名 | 歳入に見合った予算編成と適正な予算執行 | 基本事業 主担当課 | 財政課 |
| | 施策No. | 2 | | | | |
| | 基本事業No. | 1 | | | | |

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

市税や使用料等の安定的な確保や、定期的な使用料・手数料の検証による受益者負担の適正化に加え、未利用財産の売却処分等を行うことで積極的な財源確保に努めます。

また、市債残高の縮減による公債費の削減や経費全般にわたる見直しに取り組み、限られた財源の中で社会情勢等を踏まえた事業の選択と集中を行い、収支不足額の抑制を図ります。

さらに、予算執行基準等の徹底を図ることで、公共工事などにおける公正性・公平性を確保し、適正な予算執行に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■今後の本市の財政状況は、歳入面で普通交付税の合併特例措置の終了により一般財源の減少が見込まれる。一方、歳出面で扶助費等の社会保障関係費は引き続き増加すると予測され、加えて清掃センター整備等の大規模な社会資本整備も予定されていることから、多額の一般財源の不足が見込まれ、3基金残高は現在より大きく減少することが想定される。

■市債残高については、新規の借入額を償還元金以内に抑制する方針の下、順調に減少してきたが、今後は大規模な社会資本整備が予定されていることから、これまでのようには減少しないと予測される。

3 2021年度基本事業の取組方針

■「霧島市経営健全化計画(第4次)」の策定を行う。
■予算執行基準等の徹底を図るため、引き続き予算執行説明会を開催する。

4 2021年度の取組達成状況

■大規模な社会資本整備完了後の2026(令和8)年度には実質的な収支不足を解消し、持続可能で健全な財政基盤を確立することを基本方針とし、歳入に見合った歳出構造の構築に取り組むこととした「霧島市経営健全化計画(第4次)」の策定を行った。
■新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、職員を集めての説明会は開催できなかったが、適時通知を發出し、予算執行基準等の徹底を図った。

5 2022年度基本事業の取組方針

■「霧島市経営健全化計画(第4次)」に基づく歳出削減及び予算規模の適正化を図る。
■予算の執行に関する執行説明会を引き続き実行する。

| | | | | | | |
|------|---------|---|-------|-------------|--------------|-----|
| 政策体系 | 政策No. | 6 | 基本事業名 | 適正・公平な課税・収納 | 基本事業 主担当課 | 収納課 |
| | 施策No. | 2 | | | | |
| | 基本事業No. | 2 | | | | |

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

資料・情報等の積極的な収集を通じ、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税に努めるとともに、電子納付をはじめとする納付方法を検討し、自主納税しやすい環境づくりに取り組みます。

また、滞納者に対して、納税相談や徹底した財産調査を行うとともに、差押等の法的措置を強化することで税の公平性の確保に努めます。

住宅使用料、保育料についても、徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指すとともに、文書催告や臨戸訪問を通じ、新たな滞納の防止に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 2020(令和2)年4月1日の改正民法施行に伴い連帯保証人に対し極度額の設定などが必要になるため、住宅使用料に係る連帯保証人について早期の対策を講じる必要がある。
- 2020(令和2)年度税制改正に伴い、市町村の条例で定めることにより、登記名義人等が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に関する必要な事項を申告させることができる制度が創設されるとともに、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合に、使用者を所有者とみなして、税を課することができるよう制度の拡大が行われた。
- 2020(令和2)年2月以降、新型コロナウイルス感染症による影響を受け事業不振に陥る事業者等の増加・納税環境の悪化が予想され、それに伴う税収の落ち込みが見込まれる。

3 2021年度基本事業の取組方針

- 税務署をはじめ関係機関と緊密に連携し、課税客体等について情報を収集し、適正・公正な課税に努める。
- 固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努める。
- 納税お知らせセンターによる市税等の納付促進や休日納税相談の実施により、自主納付の促進に取り組む。
- 市税等について、納付資力がある一方で自主納付されない場合は、差押等の法的措置を徹底する。
- 納期内納付向上策として、納税し易い環境の更なる整備に取り組む。
- 住宅使用料について、納付意欲がなく、誠意が見られない滞納者に住宅の明渡訴訟を行い、資力が有る場合には、差押を実施する。
- 市営住宅を退去している滞納者について、追跡調査等を実施して滞納額の減少に努める。

4 2021年度の取組達成状況

- 税務署をはじめ関係機関と緊密に連携し、償却資産の未申告者に対しては、申告の必要性を説明し、適正・公正な課税に努めた。(2021(令和3)年度 固定資産税の償却資産の更正件数: 519件)
- 固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努めた。(2021(令和3)年度 賦課替えの件数: 98件)
- 引続き、納税お知らせセンターによる市税等の納付促進や休日納税相談の実施により、自主納付の促進に取り組んだ。
※収納率()内は前年度増減幅
市税 97.68% (+1.05)
国民健康保険税 89.49% (+0.62)
- 市税等について、徹底した財産調査を実施し、納付資力がある一方で自主納付がないケースについては、差押をはじめ滞納処分を執行した。2020(令和2)年度: 1,784件→2021(令和3)年度: 1,718件 (▲66)
- 納期内納付向上策として、引続きラジオ放送や広報、窓口での案内チラシの設置等を通じた口座振替案内、コンビニエンスストア・スマートフォンを通じた納付を実施し、納税し易い環境づくりに取り組んだ。
- 住宅明渡し請求訴訟を行った。2020(令和2)年度: 4件→2021(令和3)年度: 2件 (▲2)

5 2022年度基本事業の取組方針

- 税務署をはじめ関係機関と緊密に連携し、課税客体等について情報を収集し、適正・公正な課税に努める。
- 固定資産税における死亡者課税を少なくするため、相続人調査を実施し、相続人に対して賦課替え等を行い、適正な課税に努める。
- 納税お知らせセンターによる市税等の納付促進や休日納税相談の実施により、自主納付の促進に取り組む。
- 市税等について、納付資力がある一方で自主納付されない場合は、差押等の法的措置を徹底する。
- 納期内納付向上策として、納税し易い環境の更なる整備に取り組む。
- 納付意欲が欠如している入居者に対しては、納付誓約書を取り交わし、計画的な分割納付により納付意識が芽生えるよう指導する。
- 住宅使用料について、誓約書のとおり納付が無く、誠意が見られない滞納者に対しては住宅の明渡請求を行い、資力が有る場合には、差押を実施する。
- 市営住宅を退去している滞納者については、追跡調査を行うなどして滞納額の減少に努める。

| | | | | | | |
|------|---------|---|-------|----------------|--------------|-------|
| 政策体系 | 政策No. | 6 | 基本事業名 | 市有財産の適切な管理と利活用 | 基本事業 主担当課 | 財産管理課 |
| | 施策No. | 2 | | | | |
| | 基本事業No. | 3 | | | | |

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

施設保有量の見直し・適正化を推進し、公共建築物の維持管理や更新等に係る経費の縮減を図ります。
また、市有地の処分・利活用に関する方針を策定し、未利用財産(普通財産)の売却・有効活用を計画的に進めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■「霧島市公共施設管理計画」に掲げる健全財政の堅持と適正な公共サービスを両立するために、引き続き施設保有量の適正化や長寿命化の推進、維持管理手法の見直し等に取り組んでいかなければならない。また、施設保有量の適正化においては、個別施設ごとに建物の状態を把握し、今後の施設のあり方を検討する必要がある。なお、2019(令和元)年度は、計画を策定してから5年目を迎えるため、計画見直しの手法等について検討する必要がある。
■未利用財産の有効活用については、全庁統一のルールが無いため、その都度処分方法等を検討している状況である。職員の事務負担の軽減と売却による処分や貸付等による財源確保を図るため、未利用財産の利活用に係るルールづくりが必要となってきた。

3 2021年度基本事業の取組方針

■霧島市公共施設管理計画の第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化等に取り組む。
■未利用財産の利活用を推進する。

4 2021年度の取組達成状況

■後期重点プロジェクトの取組継続
・福山公民館等機能集約・複合化、霧島公民館再配置除却した施設
・牧園木彫場、市営住宅6棟、教職員住宅民間譲渡した施設
・教職員住宅2棟、人材育成センター
■庁舎等の利活用
・旧牧園総合庁舎及び旧牧園保健センターの民間貸付
・重久保育園の土地・建物の民間無償貸付(3年間)

5 2022年度基本事業の取組方針

■霧島市公共施設管理計画の第1期実施計画後期に基づき、施設保有量の適正化等に取り組む。
■未利用財産の利活用を推進する。

第二次霧島市総合計画(前期基本計画)総括シート

| | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------------------------|-------------|--|---|--------|---|---------------------------------------|--------|-----------|
| 政策体系 | 政策No. | 6 | 政策名 | しんらい(信頼される行政経営によるまちづくり) | | | | | 施策幹事課 | |
| | 施策No. | 2 | 施策名 | 持続可能な財政運営の推進 | | | | | 財政課 | |
| 計画期間(2018年度~2022年度)における施策の方針 (総合計画書から引用) | | | | | | | | 関係課 | | |
| 市税等の安定確保に努めるほか、未利用財産の売却処分等による新たな財源の確保に取り組みます。また、歳入に見合った予算編成を行うため、経費全般にわたる見直しや公共施設保有量の見直し・適正化による経費削減に取り組みます。さらに、引き続き市債残高の縮減や適正規模の基金残高を確保することで財政基盤の強化を図り、将来にわたり持続可能な財政運営を確立します。 | | | | | | | | 財産管理課、税務課、収納課、工事契約検査課、建設政策課、建築住宅課、会計課 | | |
| 施策の方針に対する達成状況(2018~2021) | | | | | 次期計画への課題 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンアプリ等多様な納付手段を導入したことで、市税の安定確保が図られた。 滞納処分及び執行停止を徹底したことで、自主納付のない案件の滞納整理が図られた。 ※市税徴収率は、2018(平成30)年度・96.89%から2021(令和3)年度・97.68%に上昇。(+0.79%) 持続可能で健全な財政基盤を確立することを基本方針とする霧島市経営健全化計画(第3次及び第4次)の策定を行った。 未利用財産の売却により、財源確保が図られた。 公共施設管理計画や第1期実施計画後期に基づく、除却、譲渡及び民営化等を行ったことで、約14,000㎡の総量縮減が図られた。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 納税のキャッシュレス化、財産調査・滞納処分の電子化、基本業務システムの全国標準化など急激なデジタル化への適切な対応が必要。 実質的な収支不足の解消や財政調整基金繰入額の抑制、市債発行額の抑制、財政調整基金の涵養が必要。 財源確保のため、民間と連携した未利用財産の有効活用に取り組む必要がある。 公共施設管理計画に掲げた目標を達成するため、将来にわたり維持する施設とそうでない施設の見極めを加速する必要がある。 | | | | | |
| 成果指標 (意図の達成度を表す指標) | | ◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満) | | | | | | | | |
| | | 単位 | 目標達成の方向性 | 区分 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 達成率 結果 |
| A | 一般財源の歳入額と歳出額の差(当初予算の財政調整基金繰入額) | 億円 | 更なる減少を目指します | 目標値 | - | 19.5 | 21.3 | 21.0 | 17.9 | 86.0% |
| | | | | 実績値 | 26.6 | 25.3 | 29.8 | 24.0 | - | △ |
| B | 市債残高 | 億円 | 更なる減少を目指します | 目標値 | - | 553.10 | 540.24 | 516.63 | 511.48 | 98.0% |
| | | | | 実績値 | 574.81 | 566.77 | 551.94 | 527.56 | - | △ |
| C | 基金残高(財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の残高合計) | 億円 | 減少の抑制を目指します | 目標値 | - | 122.26 | 102.71 | 83.68 | 66.41 | 93.0% |
| | | | | 実績値 | 135.95 | 152.18 | 143.75 | 77.89 | - | △ |
| D | | | | 目標値 | | | | | | |
| | | | | 実績値 | | | | | | |
| E | | | | 目標値 | | | | | | |
| | | | | 実績値 | | | | | | |
| 基本事業 | 4年間の取組内容 | | | 4年間の取組成果 | | | 次期計画への課題 | | | |
| ①歳入に見合った予算編成と適正な予算執行 | <ul style="list-style-type: none"> 健全な財政基盤を将来にわたって維持することを目的に、霧島市経営健全化計画(第3次及び第4次)を策定した。 新市まちづくり計画の計画期間を延長し、合併特例債の発行可能期間を2025(令和7)年度まで延長した。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 霧島市経営健全化計画(第3次)に基づいて使用料や補助金の見直し等を行い、歳入確保及び歳出削減につながった。 新市まちづくり計画に基づいて行う事業において、適切な起債発行により事業を実施し、合併後の市内における均衡ある発展に資することができた。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 実質的な収支不足の解消 財政調整基金繰入額の抑制 市債発行額の抑制 財政調整基金の涵養 | | | |
| ②適正・公平な課税・収納 | <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンアプリによる納付を導入し、更なる納め易い納税環境を整備した。 徹底した財産調査を実施し、納付實力がある一方で自主納付がないケースについては、差押等の法的措置を徹底的に行った。 納付誓約書の取り交わしや明渡し訴訟の実施など、住宅使用料の確保のための取組を行った。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 市税徴収率が2018(平成30)年度・96.89%から2021(令和3)年度・97.68%に、国保税徴収率が2018(平成30)年度・83.85%から2021(令和3)年度・89.49%に向上した。 市営住宅使用料の徴収率が2018(平成30)年度・99.67%から2021(令和3)年度・99.77%に向上した。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 更なる徴収率向上のため、納税のキャッシュレス化、財産調査・滞納処分の電子化、基本業務システムの全国標準化など急激なデジタル化への適切な対応。 使用料未納のまま市営住宅を退去している滞納者への納付指導。 | | | |
| ③市有財産の適切な管理と利活用 | <ul style="list-style-type: none"> 未利用・低利用の公有財産の利活用の基本的な考え方等についてまとめた「霧島市公有財産利活用ガイドライン」を策定した。 後期5年間(令和2年度~令和6年度)に除却や譲渡、民営化等を行う施設を明記した「公共施設管理計画第1期実施計画後期」を策定した。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅跡地や教職員住宅等の売却、保育園の民営化等に取り組み、約14,000㎡の総量を縮減できた。 | | | <ul style="list-style-type: none"> さらなる公有財産の有効活用を図るために民間事業者からアイデアを募集するなど、官民連携した取組を推進する必要がある。 公共施設や市営住宅の老朽化の進行により、更新費用の増加や事故発生の恐れが懸念されること等から、今後も維持していく施設と、そうでない施設の仕分けを早急に進めていく必要がある。 | | | |